

水稻 共済

局地的な豪雨や大型台風など過去に経験のない自然災害や獣害が発生し、農作物が大きな被害を受けています。

収入保険及びオススメの水稻共済加入で、今後起こり得る自然災害等に備えましょう。



「半相殺方式」以外のおすすめはありますか？

加入要件があるので、ご確認ください！



スタート

青色申告をしている

↓ はい



収入保険

自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。

詳細な説明が必要な方は、組合までご連絡ください！

↓ いいえ

JA等に乾燥調製作業を全量依頼している

↓ はい



全相殺方式

or

品質方式

↓ いいえ

半相殺方式

or

地域インデックス方式

全ての方式に +



一筆半損特約



*引受方式、特約の説明については2・3Pを参照ください

01 加入できるのは

水稲と麦の耕作面積の合計が10アール以上の農業者です。
(農業法人・生産組織を含む)



02 対象となる事故は

風水害、干害、ひょう害、冷害、雨害湿潤害、土壌湿潤害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害、その他気象上の原因(地震および噴火を含む)による災害等。ただし、薬害等人為的な災害は含みません。

03 共済責任期間は

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫をするまでの期間です。



04 加入申込期間は

2月10日から4月10日までです。

ただし、当該期間における申し込みが困難である場合等にあつては、当該期間の終了後から移植前(直播の場合にあつては、直播前)までの間に申し込みを行うことができます。

05 加入要件は

引受方式	加入要件の内容	
全相殺方式	施設型	JA等に乾燥調製作業を全量依頼し、その計量結果などで収穫量が確認できる
	青色申告型	税申告書類等で収穫量が確認できる
	白色申告型	
半相殺方式	要件なし	
品質方式	施設型	JA等に乾燥調製作業をおおむね依頼し、JA等から用途別に種・等級ごとの出荷データの提供が得られる
	自家調製型	収穫量のおおむね全量を業者へ出荷し、その業者から用途別に品種・等級ごとの出荷データの提供が得られる
	青色申告型	税申告書類等で、用途別に品種・等級ごとの出荷量が確認できる
地域インデックス方式	要件なし	

06 補償金額と農業者負担掛金等は

(標準的な例) 1kg当たり共済金額197円、10a当たり基準収穫量500kg、作付面積10a
<補償金額、農業者負担掛金等は最高の補償割合を選択した場合>

引受方式	選択できる補償割合	補償金額	農業者負担掛金等(※1) (一筆半損特例付加なしの場合)
全相殺方式	9・8・7割	88,650円	226円(222円)
半相殺方式	8・7・6割	78,800円	171円(162円)
品質方式	9・8・7割	88,650円	233円(229円)
地域インデックス方式	9・8・7割	88,650円	185円(154円)

※1 掛金の2分の1は国が負担しており、その控除後の金額です

07 共済金支払い対象の減収(減少)割合は

引受方式 / 特例	最高の補償割合を選択した場合
全相殺方式	農業者ごとに、1割を超える減収があった場合
半相殺方式	農業者ごとに、被害耕地の減収量の合計が1.5割を超える場合
品質方式	農業者ごとに、1割を超える減収量(品質指数加味)かつ1割を超える生産金額の減少があった場合
地域インデックス方式	農業者ごとに統計単位地域(市町)ごとの単収が当該年産の統計単収の1割を超えた減収があった場合
一筆半損特例	耕地ごとに収穫量が5割以上の減収の場合(全損を除く)に基準収穫量の2割を共済金として支払う(選択により付加できる=特約)
一筆全損特例	耕地ごとに全損の場合に基準収穫量の7割を共済金として支払う(標準で付加されている)

08 被害申告は

07に該当すると認める場合には、組合まで連絡してください。損害通知書兼野帳をお届けしますので、必要事項を記入して提出してください。

農作物共済重要事項説明書(制度概要・注意喚起情報・その他注意の説明)

この説明書は、農作物共済の加入にあたり、あらかじめ承知いただきたい重要事項をまとめたものです。この説明書は、契約に関する全ての内容を記載したものではありません。わかりにくい点、詳細については、農業共済組合(以下「組合」という)備え置き「定款」「事業規程」を閲覧していただくか、組合までお問い合わせください。

お申込みの際は、以下の事項を今一度ご確認ください。(金融商品販売法等に基づく重要事項の説明)

1. 加入申込みと共済関係(契約)の成立

農作物共済の共済関係は、水稻と麦の耕作面積の合計が10アール以上かつ、当組合の区域内に住所を有する農業者が共済目的の種類ごと及び年産ごとに、加入資格者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物(次に掲げる事由に該当する農作物を除く)の全てを農作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立します。

(1) 共済関係を成立させないことを相当とする次の事由に該当する農作物

- ① 当該農作物が共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。例えば(ア)既往の災害により海水又は鉱毒が浸入し十分復旧していない耕地で耕作されること(イ)堤防、かんがい排水施設等が破壊され、復旧の見込みがたっていない耕地で耕作されること(ウ)河川及びダムの敷地にある耕地等で耕作されること
- ② 当該農作物に係る基準収穫量または基準生産金額の適正な決定が困難であること。例えば(ア)通常の種類、品種、栽培方法等と著しく異なる方法で耕作されること(イ)開拓地、干拓地等であって作付年数が少ない等により的確な資料がない耕地で耕作されること
- ③ 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること
- ④ 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないこと。例えば、青刈り麦、ホールクroppサイレージ用稲、青刈り稲等
- ⑤ 当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、または行われないおそれがあること。例えば、野菜、たばこ等の栽培のために風除け用として栽培される麦等

2. 共済掛金払込期限

7月31日

3. 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

加入者が正当な理由がないのに払い込みを遅滞したときは、組合は当該農作物共済の共済関係を解除するものとします。

4. 損害防止の義務

通常すべき管理、その他の損害防止を行うことは加入者の義務となっています。肥培管理の粗放または不行き届き、病害虫防

除の不適切等により、共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行い、この共済事故以外の原因による減収量は、減収として取り扱わないため、共済金が減額になることがあります。

5. 共済金が支払えない場合

次のような場合には、免責や分割評価により、共済金の全部または一部が減額になることがあります。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき
- (2) 組合から指示された損害防止の処置に従わなかったとき
- (3) 損害発生のお知らせをその都度、遅滞なく行わなかったとき、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (4) 加入申込書兼変更届出書の提出を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって加入申込書兼変更届出書に不実の記載をしたとき
- (5) 加入申込書兼変更届出書に記載した事項に変更が生じた際の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (6) 正当な理由もなく、共済掛金の払い込みを遅滞したとき
- (7) 植物防疫法の規定に違反したとき
- (8) 加入している農作物についての栽培方法を、加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更したとき
- (9) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

6. その他

大災害が発生し、組合の支払財源に不足が生ずる場合は、共済金の支払額が削減されることがあります。

7. 個人情報の取り扱いについて

加入申込書兼変更届出書に記載された内容及び個人情報について、農業共済組合、全国農業共済組合連合会、農業協同組合、認定方針作成者、行政機関、農業活性化協議会が、農作物共済の引き受け、農業保険(収入保険及び共済事業)の加入推進の事務、助成金の交付及び拠出金の収受、認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定・農業者別の生産基準数量の配分・調整、経営所得安定対策等事業の要件の状況確認、担い手への農地利用集積に係る状況確認及び水田台帳の整備・活用に伴う業務に必要な範囲で利用します。



石川県農業共済組合

南加賀グループ

TEL 076-239-2355

(加賀市・小松市・能美市・川北町)

本所別館

〒920-0007

金沢市田中町か12番地1

石川中央グループ

TEL 076-239-2555

(白山市・野々市市・金沢市・
かほく市・津幡町・内灘町)

本所別館

〒920-0007

金沢市田中町か12番地1

能登グループ

TEL 076-239-2455

(羽咋市・志賀町・
宝達志水町・中能登町)

本所別館

〒920-0007

金沢市田中町か12番地1

TEL 0768-76-2251

(七尾市・輪島市・
珠洲市・穴水町・能登町)

奥能登支所

〒928-0313

鳳珠郡能登町字天坂に1番地1